

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 11 月 25 日

「セネガル国コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト(Dooleel CMU)フェーズ 2 」

(公示日:2021 年 11 月 10 日/調達管理番号:21a00825)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.15 プレゼンテーション実施要領 1. 実施時期	2021 年 12 月 16 日(木) 11:30~12:30 にプレゼンテーション日時が予定されているが、海外より出席する場合、時間帯の調整は可能か。	プレゼンテーションは基本的には公示案の日程でご検討ください。
2	p.2 第 1 章 企画競争の手続き 3 競争に付する事項 (4) 契約履行期間(予定)	契約履行期間(予定)は 2022 年 2 月~2026 年 2 月とあるが、本企画競争説明書のほかの箇所では、以下に記すとおり、開始時期、終了時期が合致しない記載がある。 <u>第 3 章 特記仕様書案</u> ・「第 3 条 プロジェクトの概要、(4)プロジェクトスケジュール(協力期間)」(p.17): 2022 年 4 月頃~2026 年 3 月頃 ・「第 6 条 実施方針及び留意事項、(1) 事業のフェーズ分け」(p.20): 第 1 期:2022 年 3 月~2024 年 5 月 第 2 期:2024 年 6 月~2026 年 2 月 ・「第 7 条 業務の内容」 第 1 期(2022 年 3 月~2024 年 5 月)(p.24) 第 2 期(2024 年 6 月~2026 年 2 月)(p.27) <u>第 4 章 業務実施上の条件</u> ・(1)業務工程(p.31): (1) 第 1 期: 2022 年 3 月~2024 年 5 月 (2) 第 2 期: 2024 年 6 月~2026 年 2 月 本プロジェクトの契約履行期間および協力期間につ	ご指摘頂きありがとうございます。下記の通り整理させて下さい。 プロジェクトスケジュール 2022 年 4 月頃~2026 年 3 月頃 契約期間 2022 年 2 月~2026 年 4 月 期分け 第 1 期:2022 年 2 月~2024 年 5 月 第 2 期:2024 年 6 月~2026 年 4 月 なお、プロジェクト期間は、RD に記載された期間であり、契約期間はその前後に余裕を持たせております。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		いて、正しい情報を教示いただきたい。	
3	<p>p.21 第3章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (6)研修等の交通費、日当・宿泊等の先方負担</p>	<p>「詳細計画調査時に、本案件の実施に必要な先方参加者の上記費用について Basic Principles for Technical Cooperationを確認したが、交通費に関しては、セネガル政府の規定である G50 に則り JICA が負担することを合意した。」とあるが、日当・宿泊料は先方負担ということか。その場合、配布資料「セネガル共和国コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト(Dooleel CMU フェーズ2)詳細計画策定調査結果(簡易決裁)」の別添 2 署名済 M/M(COMPTRENDUS DES REUNION)の3頁目冒頭にある以下の記載と齟齬が生じる。</p> <p>« La section 4 des PB stipule que les indemnités de voyage de l'équipe du projet doivent être prises en charge par la partie sénégalaise. Toutefois, dans le cadre de l'exécution du projet, la JICA assure la totalité de la prise en charge des frais de mission sur la base de l'accord G50 signé en décembre 2016 et relatif aux coûts locaux appliqués au personnel local. »</p> <p>また、他に日当・宿泊等の先方負担について先方政府と交わした文書はあるか。</p>	<p>Basic Principles(BP)には交通費は先方政府負担とありますが、これまでのセネガルでの協力では実態として BP ではなく G50 に沿って運用がなされています。従って、ミッション関連についてはこれまでの慣例に基づき JICA が交通費を支払うこととして整理しました。また、日当・宿泊料についても G50 に沿っての JICA 側負担を想定しています。なお、ドナー全体で G50 を見直す動きがあるところ、ドナー全体の方針を踏まえつつ案件実施を行っていく想定です。(なお、以前保健省と日当・宿泊費等について交わした文書はあるが、既にこちらは使用せず G50 を適用するとの整理となっている。従って、G50 以外に現在有効な合意済み文書はない。)</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	p.22 第3章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (11) 国別研修	「第1期に1回程度のセネガル国外における研修実施を想定している。」とあるが、国別研修は4年程度のプロジェクト期間において、1回だけ実施するという想定か。	国別研修は4年間で1度の想定です。なお、日本での研修は課題別研修への上乗せ等を行い他の年度でも実施していく想定で計画しています。
5	p.28 第3章 特記仕様書案 第8条 成果品等 (1) 報告書等	各期のワーク・プランおよび各 Ver.のモニタリングシートで用いる言語が示されていないが、プロジェクト業務進捗報告書や業務完了報告書と同様に仏文、和文という想定か。	仏文、和文で作成ください。
6	p.32 第4章 業務実施上の条件 (4) 配布資料／公開資料等 1) 配布資料 「セネガル共和国コミュニティ健康保険制度強化プロジェクト (Dooleel CMU フェーズ2) 詳細計画策定調査結果(簡易決裁)」	同資料では2021年9月にR/D署名が予定されており、別添2の協議議事録にはR/D案等が掲載されている。一方、2021年11月4日のプレ公示では同年10月に署名予定とあった。本案件にかかるR/Dは署名されているか。R/D署名判を配付資料として追加共有いただくことは可能か。	RDは、2021年10月29日付で署名済みであり、署名版を共有可能です。共有を希望される場合は、人間開発部保健第一グループ 石立 (Ishidate.Ikumi@jica.go.jp) までご連絡ください。

以上